

H17	農業経営体数	販売農家数								
			例外規定	0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
旧新湊市	－ (696)	669 －	－	1 (9)	135 (135)	280 (280)	152 (152)	54 (54)	23 (24)	24 (42)
旧小杉町	－ (692)	671 －	－	－ (9)	136 (136)	298 (298)	147 (147)	54 (54)	19 (19)	17 (29)
旧大門町	－ (215)	194 －	－	－ (6)	20 (20)	85 (85)	58 (58)	23 (23)	6 (6)	2 (17)
旧大島町	－ (145)	140 －	－	－ (2)	20 (20)	49 (49)	35 (35)	15 (15)	10 (10)	11 (14)
旧 下 村	－ (128)	122 －	－	1 (1)	23 (23)	44 (44)	34 (34)	13 (13)	5 (5)	2 (8)
射水市計	－ (1,876)	1,796 －	－	2 (27)	334 (334)	756 (756)	426 (426)	159 (159)	63 (64)	56 (110)

- 1) 例外規定農家：経営耕地面積が10a未満であっても、過去1年間の農産物販売金額が15万円以上であった世帯。
- 2) 農業経営体：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が過去1年間で50万円以上その他農林業センサス規則で定める基準（露地野菜作付15a以上など）以上若しくは農作業の受託を行う組織又は世帯。
- 3) 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が過去1年間で50万円以上の農家（世帯に限る）。
- 4) 「経営耕地面積規模別経営体数」については農水省の統計表に合わせ、「販売農家」の内訳を記載しました。
自給的農家の数を「0.3ha未満」の欄に入力すれば、「総農家数」と一致します。

農 家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯（1990年以降の定義）
販 売 農 家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕地放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

資料：農林業センサス